

1. 平成25年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成25年5月7日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 会期の決定

日程3 議案第77号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）

日程4 議案第78号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））

日程5 議案第79号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について

日程6 議案第80号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）

日程7 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	鈴 木 俊 幸
教 育 長	青 木 修	市長公室長	田 中 義 久

総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	野田秀幸
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	三島哲也
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開会及び開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。議員の皆様には大変御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成25年第2回郡上市議会臨時会を開会いたします。

本臨時会は、議案が4件、報告が1件であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には2番 田中康久君、3番 森 喜人君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清水敏夫君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る4月30日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しを願います。

代表監査委員におかれましては、御多忙の中、出席をいただき、ありがとうございました。

◎市長の挨拶

○議長（清水敏夫君） ここで日置市長より御挨拶をいただきます。市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

本日、平成25年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本臨時会には、さきに専決処分をいたしました郡上市税条例の一部改正及び平成24年度の郡上市一般会計補正予算について承認を求める件、並びに公の施設の指定管理者の指定についてと、物品

売買契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

ほかに専決処分の報告をさせていただく件が1件ございます。

議案の詳細等につきましては、進行に従いまして部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

◎議案第77号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第77号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） おはようございます。

それでは、議案第77号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例の一部を改正する条例）。

郡上市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成25年5月7日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、こちらの資料のほうを見ていただきたいと思います。

改正の趣旨でございますが、この地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令がそれぞれ平成25年3月30日に公布されたと。いずれも平成25年4月1日の施行とされたことに伴い、市長の専決処分により郡上市税条例の一部を改正したものでございます。

今回は、25年の4月1日から適用部分のみの改正でございますので、よろしくお願いいたします。

改正の概要でございますが、1番として、固定資産税の納税義務者等の見直しでございます。

ここは、一部改正に伴って、独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間地保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮換地等に係る納税義務者の特例措置を見直すものと。また、これらは全国的に事業が完了し、今後の事業も見込まれないと。また、現行措置の適用期限が到来したことから廃止することとなったものでございます。

2番目においては、土地保有税の納税義務者等の見直しということでございます。

これも同じく、独立行政法人森林総合研究所が行う事業の中で、換地等による土地の取得に対する非課税措置を見直すものということで、これも同じく全国的に事業が完了し、今後も事業は見込

まれないということと、現行措置の適用が到来したということから廃止でございます。

もともとこの土地保有税においては、平成15年から新規課税は停止されておるという状況でございます。

3番においては、法改正に伴う引用条項の修正についてということでございます。

ここは、地方税法の附則第15条の10項が改正後は第9項となったということに伴う修正でございます。この項目においては、特定河川流域における雨水貯留浸透施設にかかる課税標準の特例措置ということでございます。この1、2、3においては、郡上市においては、今まで適用されたことがないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4においては、耐震工事を行った住宅に対する固定資産税の減額に対する経過措置でございます。

これは附則部分でございますが、ここにおいては、固定資産税の減額の対象となる耐震基準適合住宅についてでございます。この改修工事の要件が30万円以上であったものが、これは平成25年3月31日までが30万円以上であったものが、50万円を超えるものとなったということでございます。この50万円を超えるものになるのが平成25年4月1日以降ということでございます。そのために、平成25年3月31日までに契約が締結された改修工事については、従前の要件とするように施行令の改正令附則で定められたことから、減額措置申告書の添付書類に「当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類」を加えるものでございます。

それで、この附則の部分でございますが、この議案書のほうの1枚おめくりいただきまして附則がございます。ここで第1条が、この条例は平成25年4月1日から適用するというものでございますが、固定資産税に関する経過措置でございます。

第2条の部分でございますが、ここで平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律第1条の規定による改正後の地方税法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修に係る契約が締結され、同日以降に当該耐震改修が完了する場合における郡上市税条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするということでございます。

特に、この資料の中で、この資料の裏面を見ていただきたいと思います。

まず、4ページのほうでございますが、ここでまず、地方税法施行令の一部を改正する政令の中で23とございます。現行と改正がございますが、ここで23で現行が「30万円」のものが、上段を見ていただきますと「50万円」に改正されたということでございます。

それで、3ページのほうをお願いします。

まず、この附則の第15条の9第1項に規定するとございますが、ここにおいては、地方税法の附則のところ、要約でございますが、第15条の9の1項、この部分でございますが、ここでの固定資産税の2分の1を減額するということに規定されてございます。

そのほかに、次の施行令の附則第3条でございますが、これが地方税法の施行令の中で施行日前に当該契約が締結された場合においては、なお従前の例によるということで、31日までの契約においては30万円以上が対象になるということでございます。

そこで今回の改正の郡上市税条例附則でございますが、この部分の「書類及び」とございますが、この6の3行目の中ほどに、「記載した申告に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び」とございます。この「書類及び」のところに、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並び」に、あと以降「当該耐震改修後の家屋が令附則第12条24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない」というふうに今回経過措置をとっていくものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、採決いたします。

議案第77号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第78号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程4、議案第78号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、議案第78号 専決処分した事件の承認について（平成24年度郡上市一般会計補正予算（専決第4号））。

平成24年郡上市一般会計補正予算（専決第4号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年3月29日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。平成25年5月7日提出、郡上市長 日置敏明。

それでは、おめくりいただきます。1ページでございます。

平成24年度郡上市の一般会計補正予算（専決第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,831万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億5,807万1,000円とする。

2は、省略させていただきます。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

6ページをお願いします。ここでお断りを申し上げたいんですが、正誤表が皆さんのお手元に配られてございますが、このところでございますが、土木費のところの道路橋りょう費、緊急経済対策の「除雪機械」になってございます。ここは、「除雪機器」でございますので、よろしく願いたいと思います。また、補正後のところにおいても、「除雪機械」となっておりますが、「除雪機器」でございますので、よろしく願いたいと思います。

「第2表 繰越明許費の補正」でございます。

ここでは、変更としまして、補正後のみを説明させていただきます。

農林水産業費の農地費でございますが、緊急経済対策のところですが、繰越5,250万2,000円を見ておったのが、繰越がゼロ円と。また、緊急経済対策の県営中山間地域農村活性化事業分担金においても、これも同じく繰越をしなくても済むということでゼロでございます。

また、緊急経済対策の県営地域用水環境整備事業でございますが、これも同じくゼロでございます。

道路橋りょう費においては、緊急経済対策除雪機器整備事業でございます。これは、除雪ロータリの関係でございますが、平成25年4月1日からの排出ガス規制に伴うもので3,180万円の補正後でございます。

河川費におきましては、緊急経済対策の公共急傾斜地崩壊対策事業ということで、これにおいてもゼロ円でございます。

教育費の小学校費、小学校耐震補強費においては5,253万3,000円でございます。この緊急経済対策のゼロ円というのは、県営事業の関係でございます。これらにおいては、24年度中に負担金を納めるという形でございますので、よろしく願いたいと思います。

地方債の補正でございますが、ここでは一般単独事業ということで、合併特例債が13億8,460万円ということでございます。また、辺地対策事業においては5億5,970万円と。補助災害復旧事業

においては1億2,110万円。また、過疎対策事業においては2億5,740万円でございます。合計において33億9,580万円ということでございますが、この補助災害復旧事業において、林業用施設災害復旧事業の事業の確定によるものでございます。

また、そのほかの合併特例債、辺地債、また、過疎債において、消防ポンプ車、また、小型動力ポンプ、また、小型動力ポンプ積載車、耐震性貯水槽等の事業の確定に伴う減額のものでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、内容につきまして、事業概要の説明一覧表のほうで説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

特に、今回のこの補正については、事業の確定と交付額等々の確定に伴うものがほとんどでございますので、よろしくお願ひいたします。

まず、1ページ目でございます。

地方揮発油譲与税でございますが、減額の287万1,000円と。

自動車重量譲与税においては1,183万9,000円の増でございます。

利子割交付金においては113万2,000円の減額でございます。

配当割交付金においては187万9,000円の増額でございます。

株式等譲渡所得割交付金においては9万6,000円の増と。

地方消費税交付金においては1,880万8,000円の増でございます。

ゴルフ場利用税交付金においては188万7,000円の増でございます。

自動車取得税交付金においては407万7,000円の増でございます。

地方交付税、普通交付税においては3,194万6,000円の増でございます。

地方交付税の特別交付税でございますが3億9,705万6,000円の増でございます。

地方交付税の震災復興特別交付税は2,000円の増でございます。

交通安全対策特別交付金は15万6,000円の減でございます。

生活保護費負担金においては195万2,000円の減額でございます。これはまた歳出のほうでも出てきますが、交付額の確定によるものです。

道路橋りょう補助金においては218万1,000円の増でございます。これは、先ほどの繰越にも出てきましたが、平成25年4月1日からの排出ガス規制の対応のために伴う増額分でございます。国の補助率が3分の2ということでございます。

道路橋りょう補助金においては55万4,000円の減額でございます。これは、橋梁点検の事業でございます。

道路橋りょう補助金でございます。社会資本整備総合交付金で360万3,000円の減額でございますが、ぜんまい2号線ほか2路線でございますが、白鳥の野添阿多岐線、また、八幡の中坪小野線の

関係、3路線の関係の確定でございます。

消防国庫補助金でございます。消防施設等整備費補助金で92万1,000円の減額でございます。これは、耐震性貯水槽の5基分の事業確定によるものでございます。

教育総務費の補助金で、幼稚園就園奨励費補助金でございます。14万8,000円ということの増額でございますが、補助率の増によるものでございます。

小学校費の補助金で、特別支援学級児童就学奨励費の補助金でございます。1万2,000円の減額でございますが、これは、対象児童の減による関係による事業の確定でございます。

中学校費補助金でございますが、特別支援学級生徒就学奨励費補助金でございます。5万8,000円の減額で、対象生徒数の関係による減額でございます。

生活保護費負担金でございます。57万3,000円の減額でございます。これも事業による減額で、事業の確定によるものでございます。

県移譲事務の交付金ということで156万2,000円の減額でございますが、右の補正理由のところに、各事業の確定による、交付額の確定による減額でございます。

総務管理費県補助金でございます。地方消費者行政活性化交付金26万3,000円の減額ということでございます。これも事業の確定によるものでございます。

中山間地域等直接支払交付金67万5,000円の減額ということでございますが、これも事業の確定でございますが、ここでは最終的に1,277万3,372平方メートルの事業でございます。

農業費補助金においては、鳥獣被害防止総合対策事業補助金でございます。451万円の減額でございますが、この部分は恒久柵の関係ですが、防護柵が5,451メートルという事業の確定によるものでございます。

新規就農総合支援事業補助金でございますが、ここにおいては減額の225万円でございます。ここにおいて6名が5名になったということでございます。また、5名のうちの1名が半年間になったということでの減額でございます。1人年間150万円の支援をするということでございます。

林業費補助金、森林整備地域活動支援推進事業補助金でございます。1万1,000円の減額ということで、これは事務費でございますが、事業確定によるものでございます。

続いて、森林整備地域活動支援交付金でございます。減額の2,571万円でございますが、事業の確定による減額ということで、特に、積み上げ方式等による単価の減少等々による減額でございます。

続いて、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金でございます。193万1,000円の減額でございます。ここにおいては、事業の確定ですが、伐採跡地の調査事業においては100万円の減額ということでございますが、これは不採択になったということでの減額でございます。

続いて、商工費の補助金でございます。緊急雇用（震災等雇用）創出事業臨時特別基金事業費補

助金107万5,000円の減額でございます。ここにおいても、事業の確定で郡上市の広報番組ラジオ放送ということで、岐阜エフエムの関係でございます。また、観光推進サポーター事業等の事業の確定による減額でございます。

続いて、社会教育費の補助金で、放課後子ども教室推進事業費補助金です。18万円の増額ということで事業費の確定によるものでございます。

国体運営経費補助金ですが、20万5,000円の減額ということでございます。国体の事業の運営経費の確定によるものでございます。

また、国体施設整備補助金で1,568万7,000円ということの減額でございますが、これも事業費、施設整備費のほうですが、確定によるものでございます。

続いて、4ページ目でございます。

林業用施設災害復旧費補助金ですが、林道災害復旧事業補助金ですが、493万8,000円ということで、林道債の6路線のうちの7カ所でございますが、ここでの理由としましては、補助率が50から65%のが73.6から80.5%に補助率が高率化したということでのものでございます。

選挙費委託金で、県知事選挙執行経費委託金で946万6,000円でございますが、これも事業の確定によるものでございます。

続いて、衆議院選挙執行経費委託金でございますが、568万6,000円の減額ということで事業の確定でございます。

利子及び配当金で基金利子でございますが、5万1,000円の増ということでございます。ふるさと基金の運用利子と公共施設整備基金利子収入の確定によるものでございます。

物品売払収入ということでございます。504万5,000円の増額でございます。ここは、車両更新に伴って旧車両等の売り払いでございますが、消防ポンプ車、パッカー車、マイクロバス、ふれあいバスといったものの売り払いに伴う収入でございます。

有価証券売却収入でございますが、1,447万6,000円の増額でございますが、ここにおいては、ふるさと基金長期国債買い替えによる売却益ということでございます。これ元金が4億円でございますが、今まで1.9のを1.923のほうのパーセントのほうへ買い替えをしたということでの収入でございます。

一般寄附金におきましては、436万3,000円ということでございます。これは、ING100万円と、また、郡上八幡産業振興公社333万円、また個人寄附金で3万4,000円でございます。

ふるさと寄附金でございます。支えあう安心な暮らし寄附金ということでございますが、これが5,000円、また、香り高い伝統文化寄附金ということで5,000円、地域づくり寄附金ということで177万円でございます。計5件分でございます。これで24年度のふるさと寄附金のものが完了したということで、24年度においては総合計30件という形で420万円ほどの寄附金があったということ

でございます。

財政調整基金繰入金でございますが、減額の2億5,308万4,000円ということでございます。これ6月と3月の補正財源として基金の取り崩しを行っていたというものを、今回取り崩しを減額するものでございます。

総務費雑入におきましては、県市町村振興協会交付金で831万1,000円ということでございます。これは、オータムジャンボの宝くじの収益金の交付決定に伴うものでございます。

総務費の雑入としまして、コミュニティ事業助成金で10万円の減額でございますが、これは、文化センター、郡上の総合文化センターの関係の液晶プロジェクター購入事業の確定に伴うものでございます。

消防債では、合併特例債430万円の減額と、また、辺地対策事業債においては280万円の減額、過疎対策事業債においては、減額の400万円ということでございますが、積載車と耐震性貯水槽、また、消防ポンプ等々の事業の確定に伴うものでございます。

補助災害復旧事業債としまして、林業用施設災害復旧債ということで560万円の減額でございますが、これは補助金の増額に伴う減額でございます。

続いて、6ページの歳出の関係でございます。

一般管理費、また、緊急雇用事業における職員給与費、また、臨時職員共済費においては、財源内訳の変更のみでございます。

地方消費者行政活性化交付金事業ということで26万2,000円の減額ということで、事業の確定に伴うものでございます。補正事業においては、備考欄に書いてございます。

続いて、緊急雇用（震災等雇用）事業、郡上市広報番組ラジオ放送事業ということで103万円の減額でございます。これにおいては、岐阜エフエム放送の広報番組ラジオ放送事業が事業確定したということでございます。それに伴うものでございます。

無線放送管理経費ということで、610万円の減額でございます。これは、防災行政無線の保守管理業務ということで、この差金等による減額でございます。

減債基金積立金でございます。3億8,817万9,000円ということで、やはり25年度においても繰上償還をしていきたいということで減債基金への積み立てでございます。

その他特目基金積立金で724万円の増額でございます。先ほどの寄附の中の八幡城基金ということで、郡上八幡産業振興公社からの寄附金の積み立てということで333万円、また、公共施設整備基金ということでございますが、ここにおいては、大中小学校の外構移転工事の関係でございますが、国道の改良移転に伴うものでございます。歳出のほうが少なく済んだということで、今回335万8,000円の増額をするものでございます。

また、公共施設整備基金利子の確定により55万2,000円の増でございます。

郡上市ふるさと応援基金積立金でございますが178万1,000円で5件でございます。

地方交通線車両整備事業ということにおいては、財源の内訳の変更のみでございます。

行政ネットワーク機器更新事業でございます。減額の3,538万円ということでございます。これは、本庁と振興事務所間のネットワーク機器の更新の事業の確定によるものでございます。

戸籍住民基本台帳費で、職員給与費でございますが、財源内訳の変更のみでございます。

衆議院議員選挙経費でございますが、減額の560万1,000円の減額でございます。事業の確定によるものでございますが、特に主な要因としては職員手当等でございますが、ここの人数的なもので減額でございます。

また、県知事選挙経費ということで1,202万6,000円ということの減額でございます。ここにおいても事業費の確定ということで、主な減額理由としては、やはり職員手当等でございます。

社会福祉総務費においては、職員給与費、これは財源内訳の変更のみでございます。

生活保護扶助経費においては2,010万円の減額でございます。ここでは、医療扶助、施設事務費という形での減額と増額に伴うものでございます。

保健衛生総務費職員給与費、また、農業委員会費職員給与費、農業総務費職員給与費でございますが、財源内訳の変更のみでございます。

郡上市農業振興ビジョン策定事業でございます。31万5,000円の減額ということでございますが、これはTPPとかいろいろ政権交代等々によって農業政策を取り巻く著しい変化がございます。それで、平成25年度の国庫補助事業で実施することとしたいということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

新規就農総合支援事業でございます。225万円の減額でございます。これにおいては、先ほども歳入でございましたが、6名が5名になったということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

中山間地域等直接支払交付金では89万7,000円の減額ということでございますが、1,277万3,372平方メートルに事業の確定をしたということでございます。

総合鳥獣被害防止施設整備事業ということで848万7,000円の減額でございます。ここにおいても、恒久柵の関係でございます。八幡、明宝、和良というところで事業実施してございますが、5,451メートルになったということでございます。

有害鳥獣対策地域力支援事業ということでございます。583万7,000円の減額でございます。これにおいては、メーター当たり単価の補助ということで電気柵、またその他の柵等々の事業の確定によるものでございます。

続いて、緊急経済対策で県営中山間地域農村活性化事業分担金でございます。95万3,000円の増額でございますが、県営中山間の関係の事業費の確定に伴い負担率15%ということでの増額でござ

います。

続いて、8ページでございます。

造林推進事業ですが、1,100万円の減額でございます。これは、ここの部分は市の上乗せ補助分でございますが、特に、間伐とか作業道事業でございますが、24年度採択から県のほうは25年度採択のほうに変更されたということでの減額でございます。

続いて、森林・環境事業の伐採跡地追跡調査事業で100万円の減額でございますが、先ほどの不採択による減額でございます。

森林整備地域活動支援推進事業においては、財源内訳の変更のみでございます。

森林整備地域活動支援交付金事業でございます。減額の4,775万6,000円の減額でございますが、ここでは、特に、積み上げ方式等々による単価の減少とか、施業集約化の促進が非常に減というものでございます。

森林・環境事業、野生動物生息生態調査事業ということで減額の25万5,000円で事業の確定によるものでございます。

郡上市産材住宅建設等支援事業においては、財源内訳の変更のみでございます。

森林・環境事業の未利用材の搬出促進事業ということで128万9,000円の減額でございますが、ここにおいては、トン3,000円の支援をするということで、搬出量500トンを予定しておったんですが、70.3トンの事業になったということでございます。

また、商工総務費の職員給与費においては、財源内訳の変更のみでございます。

企業誘致促進事業においては1,601万6,000円の減額でございます。ここでは、特に企業立地の基礎調査における水量調査費等の減ということでございますが、これは、井戸調査をしなくてもよくなったということでの減でございます。

緊急雇用（震災等雇用）事業、観光推進サポーター事業と土木総務費の職員給与費においては、財源内訳の変更のみでございます。

緊急経済対策でございます。社会資本整備総合交付金事業でございます。387万7,000円の減額でございますが、先ほどのぜんまい2号線、また野添阿多岐線、中坪小野線の3路線の事業確定による減額でございます。

経済対策の橋梁維持補修事業で減額の92万3,000円ということでございますが、橋梁点検の61橋分の確定によるものでございます。

道路除雪経費においては2,850万円の増ということでございますが、これにおいては2月にまた予想以上の降雪があり、積雪があったということでの増でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

緊急経済対策の除雪機器整備事業で480万円の増でございます。これは、除雪機器の仕様の変更

ということで、平成25年4月1日から排出ガス規制対応が変わるということに伴う増額分でございます。ロータリ除雪車1台分でございます。

都市計画総務費の職員給与費、また、常備消防費の職員給与費においては、財源内訳の変更のみでございます。

消防施設整備事業においては、1,049万9,000円の減額でございます。耐震性貯水槽とかポンプ車、積載車、小型動力ポンプの事業の確定によるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

スクールバス運行経費においては400万円の減額でございます。これも事業確定による減額でございます。

特別支援教育推進事業でございます。これは、小学校の関係ですが、22万7,000円の減額でございます。これも事業の確定で、対象人数が35名から28名になったということでございます。

また、その下の特別支援教育推進事業で中学校分ですが、38万7,000円の減額でございますが、対象人数は23名から14名と。

続いて、幼稚園就園奨励事業でございます。45万円の減額ということでございます。ここは、私立幼稚園入園者の所得額の確定による減額でございますが、128名が129名で人数が1名ふえておるわけでございますが、所得階層に伴う減が主なものでございます。

続いて、社会教育総務費の職員給与費、また、生涯学習振興事業、郡上學推進事業、図書館管理運営経費については、財源内訳の変更のみでございます。

10ページの文化センター施設備品整備事業においても、財源内訳の変更のみでございます。

スポーツ大会開催事業においては100万4,000円の減額でございます。これは、常陸宮杯の中部スキー大会において、お成りが、当初予定が2泊3日が1泊2日に変更になったということでの減額でございます。

国体開催事業においては、減額の1,166万3,000円ということでございますが、これにおいては、先ほども言いましたように、清流国体郡上実行委員会負担金等々の減額に伴うものでございます。

現年補助災害復旧事業費においては、財源内訳の変更のみでございます。

公債償還利子においては、減額の6,152万7,000円でございます。これは利子の確定による減額でございます。

また、一時借入金利子でございますが、減額の297万9,000円でございますのでよろしくお願ひいたします。

以上でございます。よろしく、御審議をよろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） この事業概要説明一覧表の7ページをお願いいたします。

下から2番目の、有害鳥獣対策地域力支援事業ですけれども、これ非常に減額になってるわけですが、この減額になったことをどういうふうに受けとめてみえるのかな。とにかく利用しにくいから使われないのか、もう皆さんがもう鳥獣被害諦めたという状態でこれを使われないのか。その辺の減額になった理由といたらおかしいけども、どういうふうに分析されているのか、お伺いしたいことが1点と、それから、8ページも同じことなんですけど、中ほどにあります未利用材の搬出促進事業500トンが70.3トンになっておりますが、これも見込み違いだったのか。それともやっぱり事業の仕方の問題があるのかということもどのように受けとめてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、1点目でございますが、有害鳥獣対策の地域力支援事業でございますけれども、これは下の電気柵等に対する補助の事業でございますけれども、これは実際減っているのは、22年、23年は、獣害がひどくて、そのときは大変ふえております。ですけれども、最近もう張れるところは張っておるといった状態でございます。これがだんだん5年以上過ぎますと更新ができるということでございますけれども、そういったところに限られてきておるというところから、新規のところは張るべきところは既に張っておるというところから減額になったものだというふうに考えております。

それから、もう1点、次のページの未利用材の搬出促進というようなことでございますけれども、予定は500トンというような予定をしとったわけでございますが、これは木の駅プロジェクトというようなことで環境税を利用しておる事業でございますけれども、24年度、白鳥と高鷺のほうで始めていただきました。

これ始めるに当たりまして、準備がいろいろ必要でありまして、その準備に時間がかかったというようなことから、例えば、地域券でお店をどこにするのかとか、あるいは、プロジェクトを立ち上げるためにどうするのかとか、いろいろな準備がありまして、実施できるのが秋以降になったというようなことから、24年度につきましては、実際、見込んでいた額より少なくなったということでございますけれども、25年度につきましては、24年度以上のものができるんじゃないかというふうに期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 7ページの新規就農総合支援事業で、6名から5名になって、また、そのうちの1人が半年ということですが、ちょっともう少し細かく半年、例えば二、三カ月も出るのか。1年単位やと私思ってたんですが、150万円。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは、実際の交付は半年単位になりまして、年間150万円でございますけれども、これが補助要綱に合う、要するに1年間該当になると150万円、半年半年で75万円ずつですけれども、それが途中からということになりますと、半年ずつになりまして、4人は150万円もらいましたけれども、5人目につきましては、半年間限られたということから、4.5人分というような計算になっておりますのでお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 歳入のほうで2点ほどお尋ねします。

4ページの16・2・2・1物品売払収入、売り払った車両なんかが記載されております。消防車両（ポンプ車2台・積載車14台）パッカー車1台、マイクロバス2台、ふれあいバス1台と。これらの売払方法と、そして、売払先をお示しいただきたいと思います。

これまでも恐らくこうした車両の更新の場合、使用しておった車両を処分するといえますか、売り払ったということあると思いますけれども、これだけ多数のものが一度に補正で出たのは記憶にないわけですが、これまではどのようにされておったのかというようなこともお尋ねをいたします。

もう1点は、同じく4ページの17・1・1・1の一般寄附金、ここでINGほか3件の寄附者と寄附金額が載っておりますが、公社のことについては最初で出てまいりましたので理解をしました。

INGの100万円ですが、特に、INGのほうからは、こうした方面で寄附金を活用してほしいというような要望が附帯されておったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、後段のほうのINGの関係ですが、おどりのほうの音響等々ということでございます。今回は、24年の最終にということでございますので、25年の6月の定例会において補正で対応していきたいなというふうに考えてございます。

まだ、物品の売払収入の関係でございますが、消防車両からパッカー車、マイクロバス等々ございます。ここで、前までは、下取りとかそういうような形でほとんどお金がつかないような状況で下取りに出しておったという状況でございますが、24年においては、こういうものについてもどのような形で処分していったらいいのかということを検討しまして、やはり特に、消防車両、積載車

においては、年々非常に数がございますが、一般の応募をさせていただいて入札していただくと。一番その高額なところに落としていくというような状況でございます。パッカー車、マイクロバス、ふれあいバス等々においても、同じような方向で進めておるということでございます。

それと、売払先においては、消防車両においては、丸三、小林モータースと、またパッカー車においては小林モータース、マイクロバスにおいては大和開発、また、ふれあいバスにおいては、奥濃飛白山観光というところでございます。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 10番 古川文雄君。

○10番（古川文雄君） 1点だけ教えてください。説明書の10ページの常陸宮杯のお成り負担金が2泊から1泊になったということの説明だったように思いますが、具体的にこの減額と内訳等をもっと詳細に説明をください。よろしく。

○議長（清水敏夫君） 教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） こちらのお成り経費のほうの内訳でございますが、最終250万円が約149万円ほどということで、100万円ほど減額になりました理由につきましては、今議員がおっしゃいました1泊2日ということがございますが、それ以上に競技のほうをごらんにならなかったというようなことで、競技会場のほうに特設のテントの設営、これは、アルペン会場、それから、クロスカントリーの2カ所でございます。

それから、前回開催地の白山市等の例によりますと、お車をおりられてから、その競技観戦用のテントまでの移動に雪上車等をレンタルしたというようなことで、このあたりが非常に大きい経費でございましたが、今回はその観戦というのが1泊2日という行程でございまして、御座いませんでしたので、その分が大きくなっておりますが、一応140万円のほうの主な経費といたしましては、開会式、それから、お茶会のほうを特別にたかす町民センターで行いましたことによります、そういう資材が、テーブル等資材が整っておりませんので、そういうレンタルもので約87万円、それから、お成り台帳という、それぞれ打ち合わせ用、警備用ですとか、いろいろございますが、それをつくらせていただきました経費が20万円ほど、それから、市長招宴等で12万円ほどといったようなものが、その他細かい車借上料等ございますが、そういうもので約150万円におさまったということでございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 歳入の初めのところですけども、特別交付税が3億9,700万円ほどなるんですけど、この辺の特別交付税というものの性格と、この時期にこうしてふえるということの説明を

ちょっと、理由といいますかね、お願いしたいと思います。

それから、もう1つ、7ページの上から3段目の生活保護扶助経費の中のこれ医療扶助が2,200万円ほど減額になっております。これは、利用がなかったのか、それ以前の対象者の利用の資格といますか、対象にならなかった、使えなかったということがあったのか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 2点について質問。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 特別交付税においては、今年度はトータル10億2,405万6,000円というところでございます。23年度においても10億2,420万5,000円とほぼ同額をいただいております。

特別交付税においては、特に、最終の3月に交付されますけど、これにおいては、その市町村、特別な事情による事業とか、そういうものによって交付されるということで、非常に市としても数ある事業をのせておると。ただ、1つの言葉ではなかなか言えないんですけど、いろいろな事業、特別なその市としての事情の部分を記載して申請した中で、今回も前年度並みの交付税をいただけたということでございます。

○議長（清水敏夫君） もう1点について。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 生活保護の扶助経費のうち、減額となっております医療扶助でございますけれども、被保護者に対して診療依頼書というものを発行して受診をいただいているところでございます。

当初の予算に対して2,200万円ほど減額ということにはなっておりますけれども、これは、いわゆる受診券を発行する方について、その対応をさせていただいたというところでございます。

ちなみに24年度でございますけれども、入院の実人数が13名、それから、外来のほうが97名ということでございます。

被保護者全体に対しての受診率が83%ということでございますので、よろしく願いをいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） ちょっとわからなかったんですが、予定しておったよりもこれだけ減っておるということの理由なんです、それだけかからなかったかということなのか、かかれなかったとか、何らかの形で医療扶助がその方に資格は何だというようなことになったのか、その辺をちょっと知りたいんですが。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 失礼いたしました。

いわゆるその申し出に対して、その医療費についての実績という形でのところでのお示しでございます。

ちなみに今年度については、実績としまして1億3,200万円ほどになってございますが、その一昨年、23年度の実績が1億3,000万円という額でございますので、若干の伸びはございますけれども、被保護者の数も微増の状況でございますので、いわゆるその申し出によって、その医療が受けられなかったというようなケースはないというふうに考えてございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 5番 兼山悌孝君。

○5番（兼山悌孝君） 同じく7ページの中山間地のこの直接支払制度ですけれども、面積がこれ減ったということで、これは公外に関しては、一応契約期間内に面積にかかわると違約というんですかね。今までも受けたもの戻すとかっていうものはあったと思うんですけれども、そういう面にかかわるものはなかったんですか。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） この減額の原因でございますけれども、この原因は、当初予算のときに新規増を5%ほど見ておったわけでございますけれども、実際その新規増というものはなかったというようなことで、前年並みの面積になったということからの減額でございますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。そのほか御質問ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 2点ほどお伺いしたいと思いますが、緊急経済対策の関係で、建設部長にお伺いしたいんですけれども、8ページの一番下の社会資本整備の交付金とか、こうした国費が残されるわけなんですけれども、現場によってそれがこれ本当に短い期間で決めねばならんものかもしれませんけれども、もうちょっとお金が使える方法が例えばなかったかどうかですね。その辺をもうちょっとたくさん使えばよかったんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺と、それと、9ページのほうの3段目の除雪機械なんですけれども、これが排気ガス規制による、そうしたものの対応ということでロータリ1台買われとるわけなんですけれども、こういのが早目にわかっておって、例えば国のほうへ除雪のこの小型ロータリですね、スロワーのような、その軽油でその煙吐くの昔からも使われておりますけれども、そういうものをまた200万円ほどあればかえれ

るものもあるんですが、かえれないかどうか。そういうことができなかったかどうかというようなことをお伺いしたいと思います。

それと、8ページの森林の関係、4段目なんですけど、森林整備地域活動支援交付金事業なんですけれども9,500万円、これ9,650万円組まれておりまして、4,700万円ほどの減額なんですけれども、ここに作業路の改良活動として1万4,500ヘクタールという、こういうふうにヘクタールってなってますけれども、これが正しいものだと思いますけれども、こういうのが1万6,000円になってふえとるにもかかわらず2,500万円、2,546万4,000円の減というふうになつとるんですけれども、この辺の御説明をいただきたいことと、その上の施業集約化の促進ということで500ヘクタールが17ヘクタールの実施で2,336万8,000円の減額になつとるわけなんですけれども、これはもちろん県のかかわった県の支出金という財源もありますが、こういうものは、どういう理由でこういう減額になったのかということや、そしてもちろん県のほうでも、こうした補正がなされて決算見るときに、郡上は、こういう面でこういうふうに減ったぞという、そういった印象をもちろん県議会のほうでも、そういう印象、そういった質問や監査もあるかもしれませんが、その辺について、その頭出しの仕方が悪かったのじゃないかと。

先ほどのほかの議員の質問の中でのその木の駅プロジェクトの関係の立ち上げ、もちろんいいことだったんですけれども、その立ち上げる方法にもそれが着手がおくれたか何かの理由があると思うんです。おくれた、秋にできたで、こうなったっていうんならわかるんですけれども、それをどうして早くできなかったかということをお聞きとめることが大事だと。その原因をお聞かせ願いたいということを思います。

○議長（清水敏夫君） 順次説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、山川議員の除雪車ですけれども、当初、経済対策でやるときには、24年度という予算の中で24年度の排気ガス規制の対策の額で見積もったわけなんですけれども、納入が25年度に入るということで、それに対応した基準にということで、今回、不足分を増額させてもらったという中です。

それで、先ほどの社会資本の387万7,000円の減額もございますけれども、社会資本整備と一括して補助をもらつとる中で、その辺のところで、舗装工事なんですけれども、そういうとこの入札して結果が出たというところの差金等を、全体の中で、流用歳出の中で対応させていただいたというのでございますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 8ページの森林整備地域活動支援交付金事業のことでございますけれども、大きく減額になってございますが、集約化のまず促進というようなことで、大きく事業費

が減っておりますのは、まず、当初予算をつくるときに、概要を示されたのが、予算の計上後のことでございまして、予算のときには、その面積に単価を乗じて予算をつくったわけですが、それが積み上げ方式というふうに方式が変わったということから、まず、減額になった分が一つございます。

それから、間伐をするための集約化に限定されたというような理由もございますし、それから、搬出間伐となりまして、事業地域が限定をされまして、なかなかこの交付金が活用しにくくなったというようなことから、その集約化の促進で減ったというようなことがございます。

それから、作業路の改良活動で面積はふえとるが、事業費としては減っておるというようなことでございますけれども、これにつきましても、当初予算では面積に単価を掛けまして予算化をしておりましたけれども、これが積み上げ方式になったというようなことで、実際に要するに作業路の改良にかかった分だけしか出ないよと。ただし、上限はここまで出るけれども、実際のかかった分しか出ないよというようなことになりまして、そういったことから、面積はふえましたけれども、事業費としては減ったというようなことになっておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 木の駅プロジェクトは。おくれた理由。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 道の駅の木の駅プロジェクトの関係でございますけれども、先ほども若干説明させていただきましたが、高鷲と白鳥のほうで24年度に新たに始めさせていただきました。これがどうしてこんだけになったかというようなことでございますけれども、まず、プロジェクト実行のための事前説明会等を実施いたしました。

また、他市の事例調査であったり、地域での会員の募集であったり、協力いただけるその商店の調整等々で、事前の準備が必要であったというようなことと、また、実行委員会を設立しなきゃいけないというようなことがございまして、そういったことから準備期間がかかったというようなことがございまして、実際に木材の収集ができるようになったのが秋以降であったというようなことから、残念ながら、その24年度につきましては、予定しとったところまでいかなかったというようなことでございます。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） そうしましたら、その木の駅プロジェクト、今事例説明会を一番初めにしたと。何月何日にされたか、お伺いしたいと思います。

それと、先ほどの森林整備地域活動支援交付金事業なんですけれども、積み上げ方式というの、ちょっとよく理解できないので、積み上げ方式によってどれだけ減ったのかということをお答えいただきたいことと、もちろん間伐は未利用材の搬出義務、1ヘクタール当たり10立米というような

ことがあったり、1ヘクタールというのは、相当小規模林業者もしくは大規模な林業者であっても、里山など1ヘクタールに満たないところがぽつぽつと持っている方があって、なかなかそれを一くりにしようとするのが難しいということは、もう当初からわかってたわけですね、この事業自体がですね。それなのに、それを例えば、農林水産部の係などが、じゃそれをどうやってまとめていこうかということとか、そういった努力があったのかと。具体的な努力があったら、それをどのくらいしたか、お答えいただければと思います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 木の駅プロジェクトの説明をした日にちにつきましては、ちょっとまた後ほど説明させてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

それから、もう1点でございますけれども、その集約化のための積み上げ方式ってどういうものかというのがございますけれども、例えば、作業路の開設になりますと、ヘクタール当たり5,000円が上限ですと。ただし、その作業路を改良するに当たって、何メートルやったら、例えば幾らかかりましたというようなことになった場合に5,000円、今までは、それが幾らかかっても5,000円というような、ヘクタール5,000円というのは出たんですけれども、それが実際にかかった費用しか出なくなったといったようなことから、当然単価が、基準単価がありまして、それまでで実際にかかったやつと比べたときに、実際にかかったほうが低ければ、その分について補助をしますよということになりまして、それがいわゆる積み上げ方式ということで、実際にかかった単価に対しての補助ということになったというようなことから、その分が予定しとった上限のところまでいかない単価で済んだというようなことから安くなったというふうに考えておりますので、お願いをいたします。

それから、その努力をされたというようなことでございますけれども、これは事業体、例えば森林組合等も含めまして、こういったことは説明もしておりますけれども、実際、そういった今の積み上げの方式になったというようなことから、金額的にはこちらが思っところまでは来なかったというようなことでございますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 再々質問をさせていただきます。

この間伐に関しましては、この制度上、1ヘクタール以上なんていうことは、出せということが、小規模、1ヘクタールない人が組む場合には、これなかなかできないんですね。ですから、そのことをあらかじめ来年、再来年というもう先を見ながら、具体的にその森林組合との調整を行いながら、森林組合だけ任せでもぐあいが悪いと思うんですね。地域の方々が一番山知ってるんでね、まだ。地域の事務所の人の、まだ残ってるんです、そういう方が。そういう方にも協力しても

らって、地域の事務所にも協力してもらってやるようにしちゃらんと、なかなか計画立ててもできないということが起こり得るし、僕はこの制度自体がもうだめな制度やというふうに思ってますけども、その辺をよろしくお願いしたいと思います。

それと、作業道のメーター5,000円というのは、もうこれは完全に無理な話で、山土砂を踏み込んでいくだけの値段です。切ったり盛ったりなんてもう無理でして、と考えますと、郡上市内で本当にこの急な山とか、あるところもありますけれども、そうじゃない、一部にもう限られる作業道だと僕は思います。

実際、高鷲あたりですと、平らな山も上に上がるとありますので、そういうところには、かなり長く促進されてます。全部それを見てきますと、山土砂を踏み込んだだけの作業道ですね。もうこれでもできる場所というのはもう限られますので、計画を練られるときには慎重にやっていただきたいということを申し上げておきます。

以上です。先ほどの日付につきましては、お答えをいただきます。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 作業路の今のこの交付金の作業路の補助の出し方につきましては、メーター5,000円ではなくて、計画したヘクタール当たりの5,000円というようなことですので、よろしくお願いしたいと思います。

日にちにつきましては、ちょっと調べておりますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） そのほか質問。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 済みません。簡単なことですが教えてくださいたいと思います。

消防施設の整備事業のところで、耐震性の貯水槽というのがありますが、今まで貯水槽というのは、いろんなところで見たこともあるんです。地震のことが話題に上るようになってから、消防本部でも地下に大きい貯水槽をつくられましたね、小野の。今回の5基っていうのは、どういうところにつくられたんかということと、耐震性っていうのは、どういうところにちょっと焦点を当ててつくってみえるのかということを教えてくださいたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁は。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 耐震性の貯水槽っていうのは、地下につくられたって今言われたんですけど、ボックス型になって、ちょうど地下につくるような形、無蓋はふたのないもので、有蓋という形で、ふたのボックスのようなもので下へ埋め込むという形のものでございます。

これにおいては、震度7までの耐えられるというような状況の中で、これから今東日本大震災等々

も踏まえた中で、火災等々起きたときに、そこに水がない、クラックが入って漏水して水がないということでは困りますので、今、新たに更新するものについては、耐震性貯水槽、今国庫補助2分の1つきますので、そこを利用しながら、耐震性貯水槽をふやしていきたいというふうに考えています。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 4番 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) 済みません。今回の5基っていうのは、どこかということをちょっと教えていただきたい。

○総務部長(服部正光君) 今回の5基は、八幡で2基、大和で1基、和良で1基、美並で1基でございます。

○議長(清水敏夫君) よろしいですか。田代議員。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。

○議長(清水敏夫君) そのほかの質問をございますか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 8ページの造林推進事業のその間伐事業、作業道等の今計算しとるのどんな、ちょっと単価の出し方がわからんのやけど、メーター当たりの単価と、間伐はヘクタール当たり幾らになるんや、どこを掛けりゃわかるんや、ちょっと教えてもらえんかな。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 造林推進事業でよろしかったですね。

(「はい」と17番議員の声あり)

○農林水産部長(野田秀幸君) 造林推進事業につきましては、間伐につきましては、いろいろランクがございまして、一律にヘクタール幾らということじゃなくて、例えばヘクタール10立米出す場合は幾ら、20立米出す場合は幾らと違ってありますので、単純にこれを割っていただいても幾らというふうに出ませんので、お願いをいたします。

それから、作業道につきましては、これは……

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) この7,395メーターが実施されたのは99メーターというふうに読みゃえんか。1,099メーターができなんだのか、どっちなんか。

(「わかりました」と農林水産部長の声あり)

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 済みません。作業道につきましては7,395メートル予定はしとったんですけども、実質が1,099メートルの実施ということでございます。この理由につきましては、これは県のほうで確定をしましたものに対して市が上乘せをするものでございますけれども、県のほうで事業確定ができなかった分がございまして、これがメートル数でいきますと3,500メートルぐらいあるんですけども、この分は既に実施はしとるんですけども、県のほうでこれがほかの作業道と一緒に24年度計画しておりますので、その全部ができたときに事業は実施したということになりますので、その分が25年度のほうに繰り越しになったというようなことから、その分は実施は済んだんですけども、市のかさ上げとしては25年のほうにずれ込むというようなことから、メートルが減ってございます。そういうことでよろしかったでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） そうしますと、この作業道の実際は県がやる事業という形で、そいつの上乘せ分がここに出るということで、そうすると、6,000メートルほどできなんだわけというふうで、その6,000メートル分が500万円というような見方でいいんでしょうか。要するに、これ割ると930円ぐらいになるんじゃないけど、930円が市の上乗せで、事業をやる人のとこの作業道の単価というのは、全体では幾らぐらいになるんですかね。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） これは市のかさ上げの分でございまして、たしか作業道ですと80%までが国県の補助でございまして、それに対して95までの上乘せを市のほうでしておるというようなことから、その分につきましてはの上乘せ分がここに、そう見とった分が減額したというふうな分でございますので、お願いします。でよろしかったですか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 17番 美谷添生君。

○17番（美谷添生君） 先ほどの1番議員の質問にもあったように、要するにできる単価が出るとかどうかということであって、やっぱりその仕事に見合うだけの単価がなければ幾ら計画しても、多分やれんという話になるんで、どっかへしわ寄せが行くということだと思うんです。

それができる単価になるまでに、その上乘せをされとるのか。当然、そのできる単価であれば、上乘せする必要ないわけですので、そこら辺のとこの道路も要するに、山場のいいとこと悪いところあるんで、一律ではないと思いますけれども、そこら辺を、作業道をこれからつくっていくについては、適切なその単価というものが出されんことには、やっぱりその整備、どこかへしわ寄せがいくということで、せっかくその作業道をつくって木を出していただいても、材を出していただいても全然その材のそこへ向く金がなくなってしまうというようなこともあり得るんで、そこら辺の

とを今後郡上市の材が27万立方ずつ毎年ふえるというようなところで、どうやって出いていくかということですので、そこら辺は、やっぱりちょっと一律の、国の一律の、その県の一律のことよりも、また踏み込んだ施策をせんことには、これはやっぱり仕事をせる人がえらかっただけやと、木を切っても一銭にもならなんだということになりかねんので、そこら辺のところを緻密にやっていたきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 間伐の作業道につきましては、市へいわゆる上乗せをすると。非常に予算規模が最初のころは大きくなるものですから、その予算の範囲内ということを見ながら、一方で、国あるいは県の補助単価の増減等々がございまして、それを埋め合わせていくということから、いわゆる加速化事業が始まったときもそうだったんですけれども、できると。この予算の中でできるという確信、あるいは話し合いをしながら、その単価的に非常に事業主体に負担がかかってるんじゃないかということも確認しつつやっておりますので、私としてはできる予算であるというぐあいに思っております。

ただ、今ちょっと細かい、例えば何メートルで幾らとか先ほど出てました、ちょっと具体的な数字は出せませんので申しわけないんですけれども、予算のたびに、あるいは決算補助金を確定する段階においては、これで間違いなく事業主体に負担がかかるようなことはないなということを確認しつつ、そのことを、事業を進めておりますので、より一層精密に計算していきたいと思っておりますけれども、そのような方針で進んでいくことは御理解いただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 今の副市長の説明でございますけれども、今作業路につきましては、二通りの県の補助がございまして、加速化基金でつくるもの、それから、ここは市が上乗せする公共事業でつくるものというものがございます。加速化基金でつくるものにつきましては、10分の10国県の予算、基金の予算で見ますので、市のかさ上げはございません。10分の10ということは、要するに作業路の分が全部基金のほうで出るというようなことで、このメートル数が減った分につきましても、そちらのほうへたくさんそちらのほうで使っていただくと10分の10は出ますよというようなことから、そちらへ割り振った分もございます。

公共事業につきましては、先ほど申し上げましたように、国県のほうで80%というのが出ますので、市のほうで上乗せをしまして95%まで上乗せをしますということで、それで先ほど副市長言いましたように、できるものというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 先ほど山川議員からの御質問でございまして、いつごろ説明会をやったのかということでございますが、24年度から始まった事業でございまして、いろいろ準備等もございまして、じゃどこでやるのかというようなこともありまして、高鷺地域と、それから、白鳥地域でできそうだというようなことで始まった事業でございます。

実際に高鷺につきましては9月の19日、白鳥につきましては9月の22日に説明会をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いします。

（「意見というか、発言を求めます。発言をさせてください」と1番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 同質問3回になっておると思いますので、その辺御了解をいただきたいと思いますが。

ところが、質問、答弁がなかったのではあなか。答弁ができなんだことについての1回だけか。そのことについて答弁がなかったと認めて質問を許します。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 24年度が当初だということは、それはもちろん当局もおわりのことで、当初からですね。それがこの盆過ぎの19、22、これが一番初めの事前説明会であったということで、これは、もう本当に寒うなりつつあるというから、それからじゃやはりできんと。これはやっぱり4月の当初にもわかつたことで、着手がおくれたのではないかと思わざるを得ないんであります。

今後、これもまた継続されるといい事業だと思いますので、しっかりとされたいと思いますが、いかがですか。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 御指摘のとおりだと思いますので、また、以後そのようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第78号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第79号について（提案説明・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程5、議案第79号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 失礼をいたします。議案第79号について御説明を申し上げます。

フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてでございます。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成25年5月7日提出、郡上市長 日置敏明。

まず、施設の名称でございますけれども、大和でございますフレンドシップつくしの家。

指定する団体につきましては、郡上市大和町大間見1648番地1、特定非営利活動法人、郡上つくし会でございます。

指定の期間でございますが、本年、平成25年5月の8日から平成28年3月の31日までとするものでございます。

本議案提出の経緯について御説明を申し上げます。

本件につきましては、本年3月の議会定例会におきまして、指定する団体を郡上つくし会、指定する期間を本年4月1日から3年間としてお認めをいただいたところでございます。その時点では法人格を有しない任意団体でございましたが、障害福祉サービス事業所の運営に必要となります特定非営利活動法人、いわゆるNPO設立の県の認証が本年3月の22日付でございまして、法人としての登記が本年4月3日に完了をいたしました。よって、指定する団体を改めて特定非営利活動法人郡上つくし会にするものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。

お諮りします。議案第79号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し

たいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第80号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程6、議案第80号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第80号 物品売買契約の締結について。

次のとおり物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。平成25年5月7日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的、建設機械（雪寒機械）の購入。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、2,975万7,000円。4、契約の相手方、郡上市八幡町五町4丁目10番地8、篠田（株）郡上営業所、所長 山下幸治。5、納入場所、郡上市大和町。6、物品の内容、ロータリ除雪車1台でございます。

なお、納入期限につきましては、平成25年11月30日に大和振興事務所でございます。

それから、入札結果につきましては、最後のページに添付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点、お伺いします。

こうしたロータリ除雪車など特殊車両の購入、入札の場合、これはつくっておるところが、機種によっては北海道とかの工場、いろいろと岐阜県内でない工場でつくられるわけですね。その間、その中間検査とか確認、その現地確認とか、行われておることもあると思うんです。そのあたりを確認をいたしたいと思います。されておりますか。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今、山川議員の工場検査等には、以前はわかりませんが、ここのところでは行ってはおりません。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 以前は行っておった。私、実際自分が覚えておるのに、20年ぐらい前ですか。その北海道へ行ったり、東北方面、関東方面とかいう検査、ロータリならロータリ除雪車のそういう検査、確認検査には行ったわけなんですけれども、それが説明を受けて、このロータリの分がどうなっておるか、こうなっておるかとか、そうした仕様、あとタイヤがダブルであるとか、シングルであるとか、そういった規制に合っておるかかどうかということの確認をしたものです。

それに業者が前々は誘って行って、飯を食わしてくれるなんてことがあったんですけれども、それは前の話ですよ。その業者のほうからそういった、こういう形で見に来ていただきたいとか、こちら側から見に行くとか、そういったことは必要ないのかどうかと、市としては。見に行く中間検査の確認をですね。そのあたりをお伺いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今のロータリ車等の購入につきましては、市のほうでもいろいろカタログ等々を寄せる中で、こういう仕様の機種でこういう形で納入してくださいというような形でやるわけなんですけれども、今言われますように、実際、現地でその工場検査っていう形になるかもしれませんが、現場へ行ってそういうのを確認することも大事なことはあると思いますけれども、今、市としましては、その辺の仕様等もちゃんと打ち合わせする中で執行してきておるものですから、一度はどういうふうな形でどういう検査をして市のほうへ納入してもらえるんやとか、そういうのも参考のために一度やそこらは、個人的に行ってみるのも勉強でないかなというふうに思っておりますけれども、現在はそういうふうな形はとっておりませんので、よろしくお願いします。

○1番（山川直保君） 了解しました。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 今、ただいま上程されておるこの契約については、郡上市の入札制度のこ

とにのっとして適正で公正にとり行われたことであって、疑義は挟むものではありませんけれども、ただ一つ入札結果を見ると、これは地元のそうした業者はすべて辞退ということであります。

これは、私の想像ですが、恐らく地元のそうした業者では、指定された機種を扱うというか、そういうことが業界の事情として困難な面があるのかなということ、これは私だけでなしに、他の議員の皆さんも想像がつくことやと思います。

というのは、大手の郡上の営業所であり、出張所に限ったの応札ということですから、そうなる、今後もこれロータリ車の購入が予定されておるとは思いますけれども、こういう形での入札が適正であって公正であっても、果たしてできるだけ安価なものを購入するという視点に立つと、いいのかなどうかというのは、多少疑問を持つものでありますし、それともう1点、このロータリ車、除雪車は高額なものですから、そうした業者に自前で持てということは無理かもしれませんが、果たしてこの郡上市が購入をして、そうした業者に貸与するという方法が、これまでもそりゃ慣例でそのようなことであったと思いますけれども、今後もそれでいいのかなどうかとも思います。そういうようなことも含めて、今後のことについて、そうした所見があればお伺いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 今の御質問ですけれども、今の入札結果では、2社が応札をしておるとのことですけれども、辞退者が多いということですが、以前には郡上のそういう方をもって落札してみえることもありました。

ただ、これもはっきりじゃないですけれども、やっぱりロータリのほうに力があるとか、グレーダーとか、ドーザーのほうに強いところとか、いろいろそのメーカーさんの中でもそういう得意分野等々があるっていうようなことは聞いておりますけれども、それで今、今後どうするんかというようなことですが、今、郡上市で市有の除雪機が45台ほど持っております。それから、歩道については、12台ほどあるんですけれども、それらについては、ほとんど貸与しとる形になります。

それで、今言われましたように、確かに業者さんみずからロータリを買って、冬場の除雪だけで守っていくということになりますと、非常に経費も膨らんでえらいと、維持管理していくにえらいというふうなことが現状である中で、やっぱり市のほうもその耐用年数を見る中で順次更新していく中で業者さんに貸与して、やってお願いしていただいているというのが現状ですが、こういう考え方ではますます業者さんのほうも除雪車専門を次に守っていくというのが、大変負担になつとるというようなこともありますけれども、その辺の中で今大体は、市で購入した重機については、また貸与っていうような形でお願いしていくことになるかというふうに思っております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 私も詳細なことはわかりませんのであれですが、こうしたことについて改善をする面があるとするれば、改善に向かって努力をいただきたいというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 特によろしいですか、答弁。

質問を続行します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第80号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は委員会付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、採決いたします。

議案第80号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第80号は原案のとおり可とすることに決定しました。

◎報告第2号について（報告・質疑）

○議長（清水敏夫君） 日程7、報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定）についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成25年5月7日提出、郡上市長 日置敏明。

専決第1号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定の規定により、次のとおり専決処分する。平成25年4月23日。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年1月28日午前10時55分ごろ、郡上市高鷲町西洞地内に

において、公用車がカーブを走行中、相手車と衝突した。市は示談により損害を賠償する。

損害の賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償の額、8万6,888円でございます。

専決第2号 ここからは、日にちと1、2、3を読まさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

平成25年4月23日。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年3月21日午後1時ごろ、郡上市八幡町柳町264番地において、走行中に建物の屋根ひさしに公用車の右上部が接触した。市は示談により損害を賠償する。

損害賠償の相手方 記載のとおりでございます。

損害賠償の額、6万6,000円でございます。

専決第3号、専決日、平成25年4月24日。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年1月24日午前9時20分ごろ、郡上市八幡町安久田地内、大規模林道において、職員が林道擁壁上部で枝の除去作業をしていたところ、落下した枝が走行中の相手方車両に当たり、車両左前部及び左サイドミラーを破損させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、12万4,711円でございます。

専決第4号、平成25年4月26日。

1、損害賠償による和解の内容、平成25年3月25日午後2時5分ごろ、愛知県一宮市下沼町3丁目21番地1において、公用車が車線変更したところ、前方に停車中の軽自動車に接触した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害の賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、14万1,215円でございます。

大変、申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 専決の第3号について、ちょっとお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

これは、防げる事故だったと思うんですけども、一体何人で行ってみえて、どういった作業をしてみえて、この落下したか。下に見張りとか、そういうものはなかったのか。ちょっともう少し詳しく教えていただかないと、同様の事故が起きる可能性がありますので、こういったことを何人

で作業をやらされるのかというのともあわせてお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（清水敏夫君） 建設部長 武藤五郎君。

○建設部長（武藤五郎君） 済みません。大規模林道でのり面に覆つとる木を切るときに、たしか3名で今うちの職員でやっとなつていただくんですけれども、前後に1人は見張りつていうようなことと、トラ柵をやつて作業をしとってもらふんですけれども、そのときに切った枝が、短かくつだめやいいんですけれども、その切った先のほうがばさつと道のほうへはみ出て当たったということです。大変申しわけないんですけれども、大規模林道の件につきましては、特にカーブが多い中で、作業も十分注意してやっとなつていただくようにはお願いしとつたんですけれども、今後、そういった作業員の方もプロではないもんですから、その余り大きな木等については、やっぱり専門の人でやっとなつていただくとか、その辺のことも検討していく必要があるかなと思っておりますけれども、一気にぽつと車線のほうへ出て当たったというふうに聞いておりますけれども、そういうことですので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） わかりました。非常に危険なことです。この程度の事故で済んでよかったのかもしれませんが、やはり通行どめするなりなんなり、いろんな手段を講じていただいて、もう二度とこういうことのないように気をつけていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 5番 兼山悌孝君。挙手がありました。

○5番（兼山悌孝君） 全く一緒でした。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 確認しておきたいことがあるんですが、以前もしどなたか確認されておれば、失礼に当たるかもしれませんが、こうした接触事故とかの場合、公用車は普通免許証を持つとる職員は、多分だれでも1回ぐらいは全く乗らんじゃなしに乗ったことがあるんじゃないかなと思います。毎日乗られる方も見えると思うんですけれども、その点、管理の部分といたしまして、この全職員に事故を起こした場合、例えば、動きながら両方が事故した場合は、通常は50対50とか、5対5とかあるんですけど、とまつとるのにぶつかったら、これは10・ゼロとか、もしそれが車道にはみ出てとまつとるのにぶつかったら、9・1、1・9とか、いろいろあるんですね。そのときに、相手方とその場でどのような会話をするか。どのような示談発言をするか。示談に似通う発言をしてしまうかというんですね。ああ済みませんでした。私のほうが全部悪かった。そこで言っ

た時点で相手方にも保険屋が見えますね。保険屋対保険屋でこういう話があったとなれば、そこで示談の率というものがおのずと変わってくるものだと思います。そのあたり、人事の管理といったマニュアルですね。どうしたマニュアルに沿って、具体的に、どうした具体的マニュアルに沿って職員に徹底され、その場においては、何もしゃべらず帰ってきて上司に任せるのか。もしくはその場で発言してはならないこと、発言したら不利になること。もちろんそこで謝ることです。その辺あたりのマニュアルを、どういうマニュアルをもって説明されているかを、指導されてみえるかをお聞きしたいことと、それと、これは免責によるお金ではないような額ですので、全部これどのような保険の種類かということを確認して、相手方は通常の民間の保険会社であったりして、免責はゼロのものばかりなのか、それとも免責プラス何対何で決められておって、消費税が入ってこういう円単位までのものが出とるのかということをお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、事故が起きた場合の関係ですが、事故が起きた場合に、まず、その上司からも厳重に注意をしていただいて行っておると。また、全職員にもインフォメーション等々流して、余りにも多いときには、事故を起こさない職員もその辺のことは周知を行っていると。安全運転という形で行っておる状況でございます。

それで、今言われたマニュアルの関係ですが、その辺がまだ不徹底な部分がございます。マニュアルというものを申しわけないんですが、つくってない部分もございますので、その辺について、よく職員に検討していきたいと。その辺のことを検討していきたいと思います。

また、お金について、消費税の入った中でやっております。今言われたようにフィフティー・フィフティー、動いておる場合、フィフティー・フィフティーの場合もありますし、とまっておる場合、100・ゼロの場合もございます。まず、100・ゼロの場合は、当然、市のほうが全面的に賠償する場合がございますし、その辺のことは言われたとおりでございます。

それと、もう1点は、保険の関係は、また、市長公室のほうから回答させていただきます。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 保険につきましては、これはいわゆる公用車ですから、一括して財務のほうで加入しておるということですが、いわゆる事故の事故対策マニュアルというものは、今、総務部長の話のように用意はしておりません。しかし、事故が起きれば、直ちにその安全確保と、それから、要救助者の対応、それから、警察へ通報して、それから、そこでの現場検証に基づいて保険屋さん、保険が入って対応していくということになります。

ですから、その辺につきましては、公用車であるから、あらかじめこちらが悪いと。根拠のない交渉ということは基本的にはないというふうにして考えておりますが、今の御指摘につきましては、

十分受けとめて、そういう適正な現場対応ができるようには努めていきたいというふうに思います。

それから、今回、1月、2月でこういうふうな御報告になったことにつきましては、大変人事管理上ということで、御迷惑をおかけしたということでおわびを申し上げたいというふうに思います。

けさも、実は課長会でもその話題を持ったわけですがけれども、公用、私用にかかわらず、自分とこの自宅の中の車庫における事故は、これは除外しました。前はそれも入れてましたけども。そういうものを除いて、あるいは自損事故における人身に伴わないものも除外しました。それ以外のは、全て報告をさせるということをしておりますし、直ちに上司からどういうふうな指導をせよということ人事課長名で出します。

それから、もう一つは、いわゆる懲戒、あるいは分限処分にかかわるようなことにつきましては、分限懲戒に審査会がございますので、そこにかかると。これは基本的にはいわゆる処分がなされる。免停とか、あるいは道路安全法令違反が伴ったというふうにして処分された場合につきましては、嚴重注意、文書による嚴重注意、あるいは訓告、戒告と、こういうふうな対応になるということで、こういうことにならないように十分気をつけてまいりたいと思っておりますけれども、そういうふうな一連のことで取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） マニュアルがないなんて驚きましたが、僕はあると思うんです。例えば、運送会社だろうが、どんなところだろうが、例えば、そういったマニュアルがある。活字であってしかるべしと思います。

例えば、18歳で入って、高卒で入ってきた子が、俺は免許持とるでって言って、おまえ運転していけよって言って、上司が横に乗ってわあと運転していくということもあるわけで、運転免許の教習所で今習ったような、今、室長がお答えになったような、そういう救助者がいないとか、安全確保とか、そして警察への通報とか、それはその自動車学校で習ったことだけで頭に入れてきてるわけですね。

ですから、その中で、郡上市は、しっかりと公用車に関して管理プラスその若者のそういう運転者に対しても指導してあげなければ、先輩のある程度の年きとれば、自分でも自損事故やどっか接触事故あったりして、いろんな経験してくるわけなんですけれども、そういうこともしっかりとマニュアルというか、活字で全員に徹底されるべきということで、早急に対応されたいというふうに申し上げまして質問を終わります。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 大変申しわけございません。先ほど言われた事故を起こした場合のマニ

ュアルはないんですけど……

(「そうそう事故を起こしたときのマニュアル」と呼ぶ者あり)

○総務部長(服部正光君) それはございませんけど、安全運行上のマニュアルはございますので。

○議長(清水敏夫君) そのほかいいですか、質疑。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 時々こういう処分が、専決処分ていうのが出ます。聞いてみますと、今回もどれもカーブもあって接触とか、車線変更したら前のとまってる車に接触とか、それから、ひさしに、これはバスなんやろうな、ひさしがつかえる等々は。あってはならんことやないかしらんと思いうんです。不注意、普通これまで聞いたのは、人間だれでも失敗はあるということも思っ聞いてったんですけども、やっぱり不注意、公用車に乗って不注意は許されないというふうに思いうんですね。そういう点では、僕厳しい指導が必要だと思うんです。

それで、恐らくさっき聞かれた上司の報告の中でそういう指導をしてみえると思うけれども、そうなる前の指導が必要だというように思ったんです。今回、こういう形でできましたので、これは不注意やったんか、それとも相手方にも原因があるのか。ちょっとこの3点については、3号のやつはお聞きしましたので、ちょっとその辺の聞き取りといいますか、状況をお聞きしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) まず、専決の1号のほうにおいて、カーブを走行中相手車両とということとで、これは双方が、市側ばかりでなく双方の不注意があったということがございます。

それと、専決2号においては、これは、完全にひさしにぶつけたということで、運転者、自主運行バスの運転手側のやはり確認、その辺の高いところの確認の不注意があったということがございます。

専決4号においては、4号は、当然、前の車両がとまっていますので、これは市側の前方のその辺確認の不注意ということで、1号については、フィフティー・フィフティーの中で、あとについては100・ゼロという形でございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) そのときに、上司のやっぱりきちんとした指導が必要やと思うんですけど、当然、されたと思いますが、一応確認したいと思います。

○議長(清水敏夫君) 総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 当然、本人もその辺、なぜ事故が起きたかということを記載していただ

きます。その中で、上司から、そのときにそのなぜ起きたか。今後そういうことを起こさないように、厳しい注意事項は発しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） そういう点で公用車を使っていると。公用車でない場合も我々はやっぱりそういう点で十分注意せないかんというように思いますけれども、事故が起きたときの注意だけではなしに、普段のそういう各課におけるお互いに気をつけまいかというようなことがぜひ必要だと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 以上で、報告第2号を終わります。

◎市長の挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 本日提出をいたしました議案につきましては、全て御議決をいただきまして、まことにありがとうございました。

ただいまいろいろな審議の過程の中で御指摘をいただきました。特に、事業の着手を早くすることとか、ただいまの公用車における安全な運転の確保といったこと、あるいは、万が一といえますか、これだけたくさんあるわけですから、かなり起こるわけですが、そうしたときの対応というものについても徹底を図ってまいりたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。きょうはありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） どうもありがとうございました。

◎議長の挨拶

○議長（清水敏夫君） 平成25年第2回郡上市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今臨時会は、4件の議案、1件の報告につきまして、慎重に御審議をいただき、全て議了することができました。議員各位並びに執行機関各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

平成25年度も既に1カ月を経過し、6月には定例会も控えております。議員各位並びに執行機関の各位におかれましては、健康に十分留意をいただきまして、ますますの御活躍、御祈念を申し上げ

げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上をもって、本日の会議を閉会をいたします。御苦労さまでした。

（午前11時34分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議員 森 喜 人